

女性活躍応援塾事業に係る地域塾運営事業 Q&A

令和4年4月16日現在

<応募対象者について>

	質問内容	回答
1	府内に事業所等がない事業者は応募対象になるか。	府内に事業所等がない場合でも、事業実施地域を府内することを条件に応募対象者とします。
2	複数企業による連携組織の場合、応募者は誰になるか。	構成員の中で本事業における代表組織を決めていただき、代表組織を応募者（府内事業者に限る）として応募してください。また、連携組織を構成する全ての企業について、実施計画書内にその概要を列記してください。

<対象となる取組について>

1	1回における地域塾の時間制限はあるか。	ありません。事業計画に沿い、必要な時間を確保してください。
2	令和5年度以降も必ず継続する必要があるか。	事業を一過性に終わらせず、次年度以降も自立的、継続的な展開を図ることができる内容かどうかを審査します。そのため、次年度以降も何らかの形で継続して事業に取り組んでいただくことが必要となります。

<事業期間について>

1	令和5年3月31日までに事業完了できない見込みかどうか。	令和5年3月31日までに完了しない事業は委託の対象となりません。
2	地域塾の開催を令和4年7月～令和5年3月の間に4回以上とあるが開催時期の目安はあるか。	開催時期の目安はありません。各々の事業計画に沿った時期に開催してください。

<事業費について>

1	事業費に下限はあるか。	下限は設けていません。
2	委託費の支払時期はいつ頃になるか。前金払はできるか。	原則として、地域塾終了後に精算払としますが、事業遂行上、特に必要と認められる場合には、委託料の90%に相当する額の範囲内で前金払を行います。

<その他>

1	事業における新規参加者の基準はあるか。	応募時に団体のメンバーであれば、新規参加者となりません。
2	全体塾への参加が厳しい場合はどうすればよいか。	1回目の全体塾でなるべく全員が参加出来る日程になるよう調整を行います。どうしても参加が厳しい場合は、ご相談ください。
3	京都府の他の事業（例：京都府女性活躍応援事業補助金）に申請している場合、地域塾には応募できないか。	応募している事業内容が異なる場合は、応募可能です。

※その他ご不明な点があれば、京都府男女共同参画課（075-692-3495）にお問い合わせください。